された事項及び当該申請書又は当該届書に添付された書類に記載された事項については、当該事項を公表したものとみなす。

五　（略）

六　苦情及び問合せを受け付けるための窓口を設置していること。

（法第二十七条第一項ただし書の軽微な変更の範囲）

**第五十二条**　法第二十七条第一項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一　当該認定再生医療等委員会の委員の氏名の変更であって、委員の変更を伴わないもの

二　当該認定再生医療等委員会の委員の職業の変更であって、委員の構成要件（第四十四条及び第四十五条に規定する要件をいう。次号において同じ。）を満たさなくなるもの以外のもの

三　当該認定再生医療等委員会の委員の減員に関する変更であって、委員の構成要件を満たさなくなるもの以外のもの

四　（略）

（認定再生医療等委員会の認定の更新の申請）

**第五十八条**　（略）

2　前項の申請書には、申請に係る認定証の写しを添えなければならない。

（認定再生医療等委員会の廃止）

**第五十九条**　（略）

2　認定委員会設置者が前項の届出を行おうとするときは、あらかじめ、当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していた医療機関に、その旨を通知しなければならない。

（認定再生医療等委員会の廃止後の手続）

**第六十条**　認定委員会設置者は、その設置する認定再生医療等委員会を廃止したときは、速やかに、その旨を当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していた医療機関に通知しなければならない。

三　（略）

（新設）

（法第二十七条第一項ただし書の軽微な変更の範囲）

**第五十二条**　法第二十七条第一項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一　当該再生医療等委員会の委員の氏名の変更であって、委員の変更を伴わないもの

二　当該再生医療等委員会の委員の職業の変更であって、委員の構成要件（第四十四条及び第四十五条に規定する要件をいう。次号において同じ。）を満たさなくなるもの以外のもの

三　当該再生医療等委員会の委員の増減に関する変更であって、委員の構成要件を満たさなくなるもの以外のもの

四　（略）

（再生医療等委員会の認定の更新の申請）

**第五十八条**　（略）

2　前項の申請書には、申請に係る認定証を添えなければならない。

（認定再生医療等委員会の廃止）

**第五十九条**　（略）

2　認定委員会設置者が前項の届出を行おうとするときは、あらかじめ、当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していた再生医療等提供機関に、その旨を通知しなければならない。

（認定再生医療等委員会の廃止後の手続）

**第六十条**　認定委員会設置者は、その設置する認定再生医療等委員会を廃止したときは、速やかに、その旨を当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していた再生医療等提供機関に通知しなければならない。

2　前項の場合において、認定委員会設置者は、当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していた医療機関に対し、当該医療機関における再生医療等の提供又はその継続に影響を及ぼさないよう、他の認定再生医療等委員会を紹介することその他の適切な措置を講じなければならない。

（認定再生医療等委員会の認定証の返納）

**第六十一条**　（略）

**第六十二条**　削除

（第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務）

**第六十三条**　認定再生医療等委員会が、第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う際には、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　五名以上の委員が出席していること。

二　（略）

三　次に掲げる者がそれぞれ一名以上出席していること。

イ～ニ　（略）

（削る）

2　前項の場合において、認定委員会設置者は、当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していた再生医療等医療機関に対し、当該再生医療等提供機関における再生医療等の提供の継続に影響を及ぼさないよう、他の認定再生医療等委員会を紹介することその他の適切な措置を講じなければならない。

（再生医療等委員会の認定証の返納）

**第六十一条**　（略）

（再生医療等委員会の認定台帳）

**第六十二条**　厚生労働大臣は、法第二十六条第四項の規定による認定に関する台帳を備え、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　認定番号及び認定年月日

二　認定委員会設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　認定再生医療等委員会の名称及び所在地

（第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務）

**第六十三条**　認定再生医療等委員会が、第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う際には、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　過半数の委員が出席していること。

二　（略）

三　次に掲げる者がそれぞれ一名以上出席していること。

イ～ニ　（略）

ホ　技術専門委員（審査等業務の対象となる再生医療等の対象疾患等に対する専門的知識を有する者をいう。以下同じ。）（第四十四条第二号又は第三号に掲げる者が、審査等業務の対象となる再生医療等の対象疾患等に対する専門知識を有する場合には、当該者）